

佐賀県告示第 46 号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 27 年佐賀県条例第 52 号）第 8 条第 2 項の規定により、令和 3 年度製材業者の登録を次のとおりまっ消した。

令和 4 年 3 月 18 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

製材業者				
登録 番号	まっ消 年月日	住所又は所在地	氏名又は名称	代表者氏名
佐製神販 第1号	令和3年 12月30日	神崎市神埼町姉川2163番地	佐藤製材所	佐藤 武志